

(表)

第 _____ 号
官職 _____
氏名 _____
東京地下鉄株式会社法 第10条第2項の立入検査員証
国土交通大臣 印
_____ 年 _____ 月 _____ 日 発行
_____ 年 _____ 月 _____ 日 限り有効

九センチメートル

六・五センチメートル

(裏)

東京地下鉄株式会社法 (抜粋)

(報告及び検査)

第十条 国土交通大臣は、この法律を施行するため特に必要があるとき、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十五条 第十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。